

令和3年度 生徒指導規程

府中市立旭小学校

第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成を目指し、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 学校生活を送るにあたっては、別に定める「校則」に示されている事項を守ることとする。

第3条 頭髪・服装について

- (1) 校内外での学習活動や登下校の際は校則に定められた服装を正しく着用する。
- (2) 校則に違反した頭髪や服装についてはその場で直すよう、指導する。
- (3) 著しい校則の違反について、児童の態度が変わらない場合は、保護者と学校は連携し、規則についての指導を徹底する。

第4条 遅刻について

- (1) 8時15分までに教室に入っていない場合は遅刻とする。
- (2) 朝の会終了時まで連絡がなく登校していない場合には、家庭と連絡をとる。

第5条 登下校について

- (1) 登下校は、登校班または、学年ごとに並び、決められた道を通る。
- (2) 下校時刻（最終下校）は、午後15時45分とし、速やかに下校する。
- (3) 違反した場合、事情を聞き、保護者連絡や、場合によっては特別な指導を行う。

第6条 持ち物について

- (1) 校則に示されている不要物の持ち込みが判明した場合、物品は学校で一時預かりをし、下校時に返却する。
- (2) 携帯電話、ゲーム、スマートフォン、タブレット等の持ち込みが判明した場合は物品を学校で預かった上、次のような指導を行う。

- 1回目／年 即日保護者に返却
- 2回目／年 1週間学校預かり
- 3回目／年 2週間学校預かり
(4回目以降も同様)

第3章 校外での生活に関すること

第7条 校外では、自他の安全を第一に考え、関係する法令や法規、学校が定める校則に示されている事項を守ることとする。

第4章 特別な指導に関すること

第8条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関すること
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 刃物等所持
 - ⑧ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の校則等に違反する行為
 - ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
 - ② いじめ
 - ③ 授業妨害・無断欠課
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑤ テスト中のカンニング等の不正行為
 - ⑥ 家出および深夜徘徊
 - ⑦ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑧ 脱色や染色（茶髪）
 - ⑨ メール等による悪質な誹謗中傷
 - ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第9条 特別な指導の内容は、次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 授業反省指導
- (3) 奉仕活動
- (4) 別室反省指導

第 10 条 通常の教育活動の中では十分に反省することが難しいと考えられ、教育上必要であると認められる場合は、別室にて反省指導を行う。

- (1) 別室では説諭、反省文指導、奉仕活動、教科指導等を行う。
- (2) 暴力行為やいじめ等、被害者の存在が明らかな場合、事実確認後、行為についての反省がきちんとできた上で被害者への謝罪の場を設定する。

第 11 条 別室反省指導の期間は、概ね 1 日から 2 日とし、授業反省指導の期間は、概ね 1 週間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

第 12 条 暴力行為等によって損害が生じた場合は、加害者側に責任があるものとする。また、故意や過失によって学校の建造物や器物を破損させた場合、本人と保護者がその修繕の責任をもつものとする。

第 13 条 事案によっては学校での指導にとどまることなく、警察等の関係諸機関と連携して指導する。